

資 格 要 件 ・ 必 要 書 類 早 見 表

学 歴 、 職 歴 、 資 格				実務の経験年数		該当 要綱	資格 要件	必要書類			
				土木又は建築	宅地開発			様式 3	様式 4	資格等証明	顔写真
学 歴	大学院（旧制大学を含む）に1年以上在学	課 程	土木又は建築	課程修了後1年以上	課程修了後1年以上	1号	ア	○	○	○	○
			都市計画又は造園	/				1年以上	○	○	○
	大学（旧制大学を含む）		土木又は建築	卒業後2年以上	卒業後2年以上	"	イ	○	○	○	○
			都市計画又は造園	/				2年以上	○	○	○
	3年生短期大学（夜間部を除く）		土木又は建築	" 3年以上	" 3年以上	"	ウ	○	○	○	○
			都市計画又は造園	/				3年以上	○	○	○
	2年生短期大学		土木又は建築	" 4年以上	" 4年以上	"	エ	○	○	○	○
	高等専門学校（旧制専門学校を含む）		都市計画又は造園	/				4年以上	○	○	○
高等学校	土木又は建築	" 7年以上	" 7年以上	"	オ	○	○	○	○		
中等教育学校（旧制中等教育学校を含む）	都市計画又は造園	/				7年以上	○	○	○	○	
職 歴	国または地方公共団体の職員			技術に関して 在職中に3年以上	技術に関して 在職中に3年以上	2号	/		○	○	
				在職中に10年以上	在職中に10年以上	3号	/		○	○	
資 格	技術士（建設部門）			/		1号	キ	○	○	○	
	技術士（水道部門、衛生工学部門）			—	合格後2年以上	"	キ	○	○	○	
	一級建築士			不 要		"	ク	○	○	○	
	二級建築士			二級建築士として4年以上		4号	/		○	○	
	一級施工管理有資格者（建設業法による土木、建築、造園）			不 要		"	/		○	○	
	二級施工管理有資格者（建設業法による土木、建築、造園）			二級施工管理有資格者として5年以上		"	/		○	○	
	認定講習会修了者			①土木又は建築を10年以上		1号	カ	○	○	○	○
※宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第5号または都市計画法施行規則第19条第1号トに該当する、国土交通省大臣が認定する講習会			②宅地開発の7年以上を含む土木、建築、都市計画、造園を10年以上								

※この早見表は、受講に必要となる資格を簡略化して表示しています。

※顔写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景のものとしてください。（スマートフォン等で撮影した画像データでも可）